

令和6年度 総務部事業計画

1. 基本方針

司法書士制度が誕生し、150年以上の時が経過した。司法書士は、「国民に身近な暮らしの中の法律家」として、国民の権利擁護と自由かつ公正な社会の実現に向けて地道な努力を続けてきた。先輩方が築いてくれた司法書士制度に感謝と敬意を示すとともに、より一層国民にとって有用な制度を構築し、次の世代に引き繋ぐことが今を生きる我々の責務である。そこで、本年度は主に、以下の項目により力を注いでいく。

(1) 相続登記の申請義務化対応について

近年、司法書士の業務に関する法改正が続いている。令和2年8月に改正司法書士法が施行され、司法書士の使命が明確化された。又、いわゆる所有者不明土地問題への対応として、昨年4月1日に改正民法が施行、昨年4月27日に相続土地国庫帰属法が施行され、そして、本年4月1日より相続登記の申請義務化が施行された。これまで「任意」であった相続登記の申請が「義務」となる極めて大きな歴史的な大変革である。これにより国民が所有する不動産の権利の複雑化を防止し、また、土地の利活用等が阻害されるなどの社会問題の解決に寄与することとなる。そのためにも、今までの知見と経験を活用して新たな制度を担っていくことは我々司法書士の責務であり、執行部としても法務局や裁判所などと更なる連携をはかり、最新の情報を可能な限り会員へ提供するなど全力で取り組んでいく。又、相続登記の申請義務化を契機として、今後、不当誘致や様々な非司行為の発生増加も予想される。多くの国民が法律家による質の高いサービスを享受する機会を奪われないよう、国民の権利の擁護と登記の真実性及び信頼性の確保という観点から適時適切な対応を行う。

(2) 犯収法改正について

令和2年8月に施行された使命規定創設を含む改正司法書士法を契機として、司法書士倫理が改正され、昨年4月1日から、あらたに司法書士行為規範として施行された。さらに本年4月1日に改正犯罪収益移転防止法が施行され、我々司法書士の業務としては本人確認について、これまでの本人特定事項の確認に加え新たに取引目的等（取引を行う目的、職業・事業内容、実質的支配者）の確認も行うことと変更された。より一層信頼される法律事務の専門家として国民の期待に応えていくため、万全を期して対応していきたい。

以上を踏まえ、今年度も引き続き、会員が安心して業務を執行できる環境を整えるとともに、より円滑な会務の執行の実現に向けて努力していく。

2. 事業項目

- (1) 相続登記の申請義務化、犯罪収益移転防止法関連その他法改正への対応
- (2) 司法書士行為規範への対応
- (3) 相続登記促進事業・空き家問題への対応
- (4) 会務運営の合理化・効率化に向けた検討及び推進
- (5) 事務局執務の支援
- (6) オンライン登記申請の推進・民事裁判手続のIT化への対応
- (7) 司法書士業務に関する情報提供
- (8) 財産管理業務における司法書士関与の推進
- (9) 民事事件・家事事件における司法書士関与の推進
- (10) 非司法書士への対応
- (11) 苦情申立等への対応
- (12) 会館の維持管理、修繕
- (13) 各種規程等の見直し
- (14) その他総務部に属する事業